

緊急通報システム設置に係る利用者負担額

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯	０円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	０円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が１０，０００円以下	１６，３００円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が１０，００１円以上 ３０，０００円以下の世帯	２８，４００円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が３０，００１円以上 ８０，０００円以下の世帯	４２，８００円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が８０，００１円以上 １４０，０００円以下の世帯	５２，４００円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が１４０，００１円以上の世帯	全額※

※約８～１０万円。本体に併せて設置する機器により金額が変わります。